（案）

|  |
| --- |
| 羽生市新規設備等導入サポート補助金 |
| 申請要領 |

|  |
| --- |
| 令和４年４月  羽生市役所商工課 |

１　事業の目的

　市内で事業を行う中小事業者又は個人事業主（連携する事業者を含む。）を対象として、自身の販路開拓やサービス又は生産性の向上により、需要の創出と市内経済の活発化を図る取組に対し、予算の範囲内で市独自の補助金を交付することで市内企業の取り組みを応援し、併せて市内経済の下振れ抑制、経営支援を図るための補助制度です。

２　補助対象

　以下の要件全てに該当する方が対象になります。

　（１）　個人事業主にあっては、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第

２２９条に規定する開業等の届出により、令和４年４月１日現在において羽生市内で事業を開始していること

　（２）　中小企業者にあっては、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第

１４８条第１項に規定する設立等の届出により、令和４年４月１日現在において羽生市内で事業を開始していること

　（３）　市税等に滞納がないこと

（４）　性風俗特殊営業を営む事業者に該当しないこと

（５）　羽生市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当していないこと

（６）　同一内容又は同一経費で既に他の行政機関等の助成制度による助成又は採択を受けていないこと

３　補助対象事業

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業 | 基準 |
| 新分野展開 | 新たな製品、サービスを作り、新たに市場に進出すること。 |
| 業態転換 | ビジネス（販売方法）のやり方を変更すること。 |
| 事業転換 | 主たる業種は変更せず、主たる事業を変更すること（日本標準産業分類のうち、細分類に基づく事業転換）。 |
| 業種転換 | 主たる業種を変更すること（日本標準産業分類のうち大分類に基づく業種転換）。 |
| 増産対応又は品質向上 | 既存の製品を増産又は品質向上に資する製造を行うこと。 |
| 生産性向上 | 合理化、省力、省人化を図ること。 |

４　補助対象経費、補助額

　補助対象経費については、上記補助対象事業に資する設備投資に係る経費となります。

　補助額については、補助率１／２（税抜）で１５万円以上１００万円以下です。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 専ら補助対象事業に用いる設備等で、市内事業所への導入に要した経費のうち、次に掲げるもの（単価１０万円以上のもので中古の備品を除く。）  （１）　機械装置費等（機械、装置、工具及び器具の購入、製作、借用又は改良に要する経費）  （２）　システム構築費（専用ソフトウエア及び情報システムの購入又は構築に要する経費） |
| 補助対象外  経費 | ・公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）  ・原材料及び消耗品の購入に係る経費  ・修理又は修繕に係る経費  ・物品等の賃貸借料  ・車両購入費その他汎用性が高く目的外で使用可能なものの経費  ・サービス・ソフトウエア等の加盟登録料及び使用料  ・通信運搬費  ・各種保証・保険料  ・人件費  ・損失補償  ・借入に伴う支払利息  ・不動産購入費  ・振込手数料  ・飲食及び接待費  ・その他市長が不適当と認める経費 |

　※補助金の交付は、１事業所１回のみです。

　※補助金につきましては、**申請期間中であっても、予算の上限に達した段階で募集を締め切ります。**あらかじめご了承ください。

５　補助金の申請方法

　補助金の交付を希望する事業者は、次の書類を作成し、必要書類を揃えて申請期間内に持参により羽生市商工課に提出してください。

　（１）　必要書類

　　　①　羽生市新規設備等導入サポート補助金交付申請書（様式第１号）

　　　②　実施計画書（様式第２号）

　　　③　事業所の概要が分かる書類

　　　④　補助対象設備の詳細が分かる書類（パンフレット等）

　　　⑤　補助対象設備の見積書

　　　⑥　その他申請に必要な書類（必要に応じて）

　　※書類に不備がある場合、訂正・再提出を求めることがあります。

　（２）　申請期間

　　令和４年４月１日（金）～令和４年１２月２８日（水）

※補助金の申請については、**申請期間中であっても、予算の上限に達した段階で募集を締め切ります。**あらかじめご了承ください。

６　補助金の交付決定

　申請書類の審査及び必要に応じて行う聴き取り、現地調査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、羽生市新規設備等導入サポート補助金交付決定通知書（様式第３号）を送付します。

　※申請書類の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、申請を却下することがあります。

７　補助金の実績報告、請求書の提出

　補助対象事業を実施した補助事業者は、補助事業の完了後３０日以内に、次の書類を作成し、必要書類を揃えて提出してください。

　（１）　実績報告に必要書類

　　　①　羽生市新規設備等導入サポート補助金実績報告書（様式第５号）

　　　②　領収書の写し等の支払を証する書類

　　　③　導入した設備等を確認できる写真

　　　④　その他実績報告に必要な書類（必要に応じて）

　（２）　交付請求に必要な書類

　　　①　羽生市新規設備等導入サポート補助金請求書（様式第７号）

　　　②　振込先の通帳の写し（通帳見開き部分のページ）

　　※書類に不備がある場合、訂正・再提出を求めることがあります。

８　補助金の交付確定

　申請書類の審査の結果及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、羽生市新規事業チャレンジ補助金確定通知書（様式第６号）を送付します。

９　認定証の送付、貼付について

　上記確定通知書とともに、本補助金を活用したことを証する「認定証」を送付いたしますので、補助金が採択された設備等に貼付を行ってください。

１０　補助金の振込

　確定通知書が送付された後、市から通知書に記載された額の補助金を振込みます。振込につきましては、確定通知書送付後、２～３週間を目安に振込を予定しています。

　　※申請書類の審査によって、振込時期が前後することがございます。

１１　広報・ホームページ等の公表について

　補助金が採択された事業につきましては、補助金を活用した事例として、市広報、市ホームページ等で公表いたします。

１２　補助金申請についての提出先

　羽生市中央３－７－５　羽生市民プラザ内　羽生市役所商工課

１３　関係書類について

　申請書等の提出書類につきましては、市ホームページからダウンロードできるほか、商工課（羽生市民プラザ）、市役所で配布します。

１４　問合せ先

　羽生市役所　商工課

　電話０４８－５６０－３１１１（直通）

MAIL　[shoukou@city.hanyu.lg.jp](mailto:shoukou@city.hanyu.lg.jp)

　問合せ時間　平日午前８時３０分～午後５時１５分

　（土日祝日の問合せは、翌平日に回答いたします。）

１５　主な質疑応答（令和４年４月１日時点）

Q　申請にあたり、注意点を教えてください。

A　「４　補助対象経費、補助額」の表中、「補助対象外経費」において列記しましたが、今回の補助金申請においての注意点は、以下のとおりです。改めて確認の上、申請するよう、お願いします。

（１）　本制度における「導入」とは、売買契約により所有権を取得することです。

（２）　既に導入している設備の「更新、維持、改造、補修など」は対象外です。

（３）　設備、備品の維持に付帯する支出（通信費、消耗品費など）は対象外です。

（４）　中古品の導入は、補助の対象外です。

（５）　感染症対策のみを理由とした設備等は対象外です。

（６）　土地や建物、外構に関わる支出（取得、造成、改良など）は対象外です。

Ｑ　各種申請書欄に押印の記載がないのですが、押印は不要ですか。

Ａ　全庁的に申請書類の押印見直しを行ったため、今回の補助金につきましては、申請者押印は不要です。

Q　申請書に記入するメールアドレスは記入必須ですか。

A　メールアドレスの登録がない場合については、記入なしでも差し支えありません。

Ｑ　市内にある事業所とは、どのようなものですか。

Ａ　法人の場合、主たる事業所の所在地（本社、本店）が市内にあることとなります。個人事業主の場合、市内に本社機能があることとなります。

Q　対象となる事業所について教えてください。

Ａ　中小企業信用保険法第２条に規定する中小企業者となります。

　　詳しくは、「別紙１　中小企業信用保険法第２条に定める中小企業者」をご覧ください。

Ｑ　対象とならない事業所について詳しく教えてください。

Ａ　学校法人、宗教法人、農事組合法人、農業法人、有限責任事業組合

　　詳しくは、「別紙２　申請対象外となる業種一覧」をご覧ください。

Ｑ　「１　事業の目的」に記載されている「連携する事業者を含む」について詳しく教えてください。

Ａ　今回の補助金においては、市内の事業所を半数以上含むグループのことを言います。具体的には以下のとおりとなります。

（１）　個人事業主グループ　複数の個人事業主で構成される団体

（２）　企業グループ　複数の中小企業者で構成される団体

（３）　複合グループ　複数の個人事業主及び中小企業者の構成される団体をいいます。

Ｑ　申請に係る費用は自己負担ですか。

Ａ　切手代、送料、コピー代、申請書作成料等の、申請手続きに関する費用は自己負担となります。ご了承ください。また、審査の結果、交付できない場合につきましても、自己負担分の返金はございません。

Ｑ　過去の中小事業者向け補助金の提出書類には、納税証明書の添付を求めていました。今回については提出書類に記載がありませんが、提出不要でよろしいですか。

Ａ　申請者の負担軽減のため、今回については提出不要としました。なお、納税についての確認は商工課にて行いますので、申請者につきましては納税の閲覧について同意を頂きます。

Q　設備投資の具体的な例はありますか。

A　参考として、下記を例示いたします。

　　【生産・販売設備等】製品の製造、販売に必要な設備又は備品

　　　コンベア、ミキサー、加工機械、冷凍機械、包装機械、調理器具等

　　【運搬具】運搬作業を効率よく行うための道具（長距離の輸送にも使用できる自走可能な物は除く。）

　　　台車、運搬車、吊具等

　　【建具（事務所・作業所・店舗のリフォーム含む）】

　　　テレワークの導入や導線分析による生産性向上につながるリフォーム又はこれに係る建具等

　　【情報化機器】

　　　ＡＩなどの新技術、ソフトウエア、テレワークやＲＰＡなど業務改善

　　につながるツール等（単なるＯＡ機器は除く。）

　　【サービス向上備品】

　　　セルフレジシステム、キャッシュレス決済システム等

Q　補助対象事業を複数実施したら、その分補助金は増額されますか。

A　複数の実施であっても、１事業者１回の申請となりますので、補助金の増額はありません。

Q　生産性向上として、設備投資でない経費に関するものは対象となりますか。

A　設備投資でない経費については、こちらの補助金では補助対象外となっております。

　　今回、別に実施する「羽生市新規事業チャレンジ補助金」で該当になる可能性がありますので、そちらの申請要領やＨＰをご確認願います。

Ｑ　設備等の納入が申請期限中に終わりそうにありません。補助金申請については、取り下げた方が良いのでしょうか。

Ａ　納期が遅れそうになった段階で、一度商工課に相談をお願いします。

Q　今回の補助金は、課税対象になりますか。

A　税法上、益金（個人事業主の場合、総収入金額）に算入されます。

Q　市内に複数の事業所がある場合の補助金はどうなりますか。

A　本店での申請となるため、補助金は１回限りの申請となります。

別紙１　中小企業信用保険法第２条に定める中小企業者について

常時使用する従業員数または資本金の**いずれか一方**が下表に該当していれば対象となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **業種** | **資本金** | **従業員数** |
| 製造業等※１ | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業（飲食業含む） | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 医療法人等※２ | ― | 300人以下 |

※１【製造業の対象業種事例】

建設業（測量業、地質調査業、水路測量業を含む）、不動産業（建売業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業）、運送業、倉庫業、印刷業、出版業、ガス供給業、保険媒介代理業（生命保険、損害保険等）、土石採取業、木材伐採業、鉱業

※２　医療法人等とは医療法人、及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人等をいいます。

下記の業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **業種** | **資本金** | **従業員数** |
| ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | ３億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウエア業、情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅行業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 宿泊業（旅館業を除く）、娯楽業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |

(注)家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。また、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員に含みません。

別紙２　申請対象外となる業種一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 対象外業種 | 摘要 |
| 農業 | 次の業種を除く。  ・家畜貸付業　・園芸サービス業　・蹄鉄修理業  以下の業種は、製造加工設備を有するものに限り対象となる。  ・荒茶、仕上茶の製造業　・もやし栽培農業　・蚕種製造業　・蚕種製造請負業　・菌床栽培方式きのこ生産業  ・苗床栽培方式のかいわれ大根製造業　・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業 |
| 林業 | 次の業種を除く。  ・素材生産業及び素材生産サービス業  以下の業種は製造加工設備を有するものに限り対象となる。  ・製薪炭業　・薪請負製造業　・炭焼請負業及び炭賃焼業 |
| 狩猟業 | 全　業　種 |
| 漁業 | 全　業　種 |
| 水産養殖業 | 加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。 |
| 金融業、保険業 | 保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。 |
| 卸売業、小売業（飲食業を除く。）、浴場業、娯楽業、物品賃貸業、宿泊業及びインターネット附随サービス業等のうち右に該当するもの | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律  （以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する  性風俗関連特殊営業 |
| 飲食業のうち右に該当するもの | 風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの。 |
| サービス業のうち右に該当するもの | 取立業（公共料金又はこれに準ずるものの集金・取立業を除く。） |
| 学校 | 学校法人が経営するもの。 |
| 宗教、政治・経済・文化団体その他の  非営利事業及び団体（NPO 法人を除く。）、LLP（有限責任事業組合） |  |